

騒音作業における管理者労働衛生教育講習会開催のご案内

栃木労働局長登録教習機関

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

日 光 労 働 基 準 協 会

作業環境において、大きな音を継続的に耳にすることで細胞がダメージを受け、騒音性難聴が引き起こすとされています。騒音作業に常時従事する方などに多く見られる症状のため、「職業性難聴」とも呼ばれています。

この度、「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されたことに伴い、事業者は騒音障害防止対策の管理者や騒音作業に従事する労働者への労働衛生教育の実施が求められていることから、騒音作業場について適切な措置が講じられるよう、登録教習機関である林災防栃木県支部の協力を得、標記教育講習を下記のとおり開催いたします。

この機会に衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者等をはじめ、騒音障害防止対策の管理者となられる方や作業班長等が受講されますようご案内申し上げます。

【騒音障害防止のためのガイドラインの対象作業場については別紙参照】

記

- 1.日 時 令和7年11月19日（水）9：00～12：30（受付8：50）
- 2.場 所 鹿沼市職業訓練センター 講堂（鹿沼市上石川 1465-4）
- 3.受講料金 会 員 6,050円（受講料 4,400円・教材 1,650円）税込み
非会員 10,050円（受講料 8,400円・教材 1,650円）税込み
〔登録番号（インボイス）T1700150019363〕 10%税率対象
- 4.申 込 先 日光労働基準協会（受講料を添えてお申込み下さい。）
〒321-1261 栃木県日光市今市 306-2 TEL0288(21)2047 FAX0288(21)4047
〔銀行振込〕足利銀行今市支店 普通預金 119490 日光労働基準協会
- 5.定 員 50名（定員になり次第申込みを締め切ります。）
- 6.申込締切 令和7年10月31日（金）
- 7.携 行 品 受講票・筆記用具
- 8.教育科目 【学科教育】3時間
①騒音の人体に及ぼす影響 ②適正な作業環境の確保と維持管理
③聴覚保護具の使用及び作業方法の改善 ④関係法令等
- 9.そ の 他 ・全科目を修了した受講者には「騒音障害防止対策管理者労働衛生教育修了証」を交付します。

対象作業場一覧

別表第一

1. 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のご盛を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスト等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鋳物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のご盛、帯のご盛等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧パーカー又はヘッドパーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場

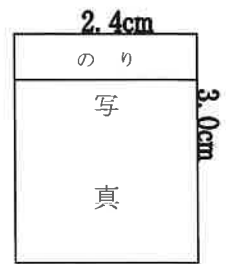
ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



受付番号No. _____

騒音作業管理者労働衛生教育講習

受講申込書（修了台帳）



ふりがな			修了証 ※第 号 番 号
氏 名			
併記を希望する場合の旧姓又は通称 （要確認書類）			
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成	交 付 年月日	※令和 年 月 日
現 住 所	〒 _____ TEL ()		
勤 務 先	所 在 地	〒 _____ TEL ()	
	名 称		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員

実施管理者	受付担当者

注）※記入しないこと。